

令和3年度実地指導の重点指導事項について

1 非常災害対策及び感染症対策について

- (1) 感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練等が行われているか、感染症防止対策に万全を期しているか確認します。
- (2) 非常災害対策計画が、利用者の安全が確保できる実効性のあるものであるか、避難訓練に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努めているかを確認します。
- (3) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため業務継続計画（BCP）を策定しているか確認します。

2 高齢者虐待の未然防止及び苦情処理体制の整備について

- (1) ケア技術の向上や高齢者虐待防止に関する研修を実施しているか確認するとともに、継続的に実施しているか確認します。
- (2) メンタルヘル스에配慮した職員面談等の実施について、組織的に対応しているか確認します。
- (3) 身体拘束の有無を確認するとともに、「有」の場合は、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等の記録・保管状況について確認します。
- (4) 高齢者虐待事案等問題のあった事業所等を経営する法人が、他の事業所も経営している場合には、当該事業所に対して優先的に指導を行います。
- (5) 苦情処理体制（相談窓口、苦情処理の手順等）について確認するとともに、利用者等に継続して周知を図る等、苦情処理の取組が効果的なものとなっているか確認します。

3 事故防止対策について

- (1) サービス利用者への介護サービス提供に伴う事故が発生した場合には、速やかに当該利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じるとともに、市町村（保険者）に速やかに報告しているか確認します。
- (2) 事故の内容及び処置が記録されているか、再発に向けてその要因の分析、防止策の検討、職員への周知徹底等を図っているか確認します。
（「介護保険施設における事故報告について」（平成19年1月24日付け長第711号・保健福祉部長通知）
（「介護保険施設における事故報告について」（平成14年11月20日付け長第644号・保健福祉部長通知）

4 住宅型有料老人ホーム等における過剰なサービス提供について

- (1) 併設する介護事業所から過剰なサービスが提供されていないか、入居者の自立支援や重度化防止の観点も考慮しながら、適正なサービス提供を確保しているか確認します。

5 介護情報サービスの公表について

- (1) 「令和3年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」に従い、報告を行っている（行う予定）かを確認します。
- (2) 「令和3年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」において、調査対象となっている場合は、調査への対応を行っている（行う予定）かを確認します。